



ふくせん、公費助成で計画作成状況の実態把握、 研修ポイント制度の設計

福祉用具サービス計画等の経過措置期間も残り6か月を切った。今、福祉用具専門相談員に求められるのは、新規はもとより既存利用者の計画書を確実に整備することだ。同時に、今回の制度改正の趣旨でもある専門性の向上に向けて、個々の福祉用具専門相談員の自主的な職業能力開発の取り組みも求められる。そこで本会では、厚生労働省の平成24年度老人保健健康増進等事業の助成を受け、「福祉用具サービス計画作成の実態把握と効果検証」、並びに「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度設計」の2つの調査研究事業に取り組んでいる。



写真) 調査研究事業の委員会の様子

経過措置期間の中間点で、計画作成の進捗状況を把握、11月には速報発表

計画作成の実態把握と効果検証は、「福祉用具サービス計画導入による福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」というテーマで行っている。今回の制度改正では、来年3月31日までにすべての利用者の計画作成を行う、という経過措置が設けられている。本事業では、経過措置期間の中間点である10月時点で、計画作成がどの程度進んでいるか、どのような効果が現われているか、全国の福祉用具貸与事業所の管理者、福祉用具専門相談員を対象に実態調査を行う。また、ケアマネジャーにもWebアンケートを行うことで、計画を作成する側、これを活用する側、二つの視点からデータ分析を行う予定。政府は社会保障改革国民会議の設置準備を進めているが、議論は介護保険の給付範囲の見直しに踏み込み、再度の制度改正が行われる可能性もある。福祉用具専門相談員が、今回の計画義務化に確実に対応することが、制度改正への備えになる。本会では、11月に実態調査の結果を速報値として公表し、必要に応じて関係者に働きかけを行っていく予定だ。

職業能力の開発・向上に向けて、研修ポイント制度の開発

計画作成の義務化に伴い、すべての福祉用具専門相談員には、個々の利用者の状態や環境に応じたプランニング技術の習得など、専門性の向上が一層求められる。また、福祉用具の機能は日々発展していることから、職業生活の全期間にわたっての学習が必要だ。そこで本会では、個人が自主的に職業能力の開発・向上に取り組むことを促すため、「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の開発を行うこととした。制度設計は、他の職能団体のキャリアパスの動向を踏まえながら、独自性の高いものとする。想定している制度は、個人の研修受講実績に応じてポイントを付与し、この情報を本会データベースで管理し、ホームページで公表するもの。将来の目標設定は今後の検討となるが、職業能力の向上に向けた個人の努力を可視化することで、学習に対するインセンティブを働かせると共に、利用者の選択に資することを目的としている。今年度に制度設計を行い、来年度から本格的に制度をスタートする。2月には参加者を募り、申請からホームページの公表までの一連の作業をモデル的に行う予定。